

伊丹市認知症多職種協働研修推進事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症多職種協働研修推進事業(以下「事業」という。)は、医療と介護等に携わる専門職が相互の役割・機能を果たしながら総合的な認知症ケアを行うことで認知症の人やその家族を地域で支える基盤づくりに資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊丹市とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症ライフサポートモデルを基本とする認知症ケア多職種協働研修(以下「協働研修」という。)を実施すること
- (2) 専門職のつながりの検証や、今後の医療と介護等の連携強化、支援体制の構築を目的とした認知症ケア多職種研究会(以下「多職種研究会」という。)を実施すること
- (3) その他、事業の推進に関すること

(対象者)

第4条 認知症ケア多職種協働研修の対象者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護支援専門員等の専門職、その他行政職員等で認知症ケアに携わる者とする。

2 認知症ケア多職種研究会の対象者は、前項に掲げる者のうち、認知症サポート医、認知症ケア専門士、認知症地域支援専門員の研修修了者、又は認知症ケアに十分かつ優れた経験を有する等これらに準ずると判断される者とする。

(事業の委託)

第5条 市長は、必要と認めるときは、この事業を適切な事業運営が確保できると認める社会福祉法人等に委託することがで

きる。

(秘密の保持)

第6条 協働研修及び多職種研究会参加者，その他事業に関係した者は，正当な理由なく，その事業実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また，その事業を終了した後も同様とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成26年9月1日から施行する。